

令和5年第1回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(2月13日提案分)

政 策 局

目 次

ページ

- 1 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利
活動法人等を定める条例 新旧対照表…………… 1
- 2 事務処理の特例に関する条例 新旧対照表…………… 3

1 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表			別表		
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県税条例第10条第2項の期間	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県税条例第10条第2項の期間
(削除)			特定非営利活動法人まちづくりスポット茅ヶ崎	茅ヶ崎市浜見平10番2号	平成30年1月1日から令和5年3月31日まで
(削除)			特定非営利活動法人和有会	横浜市緑区寺山町107番地7ハルオ中山ビル102	平成30年1月1日から令和5年3月31日まで
(削除)			特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹	横浜市金沢区富岡東一丁目10番12号	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
(削除)			特定非営利活動法人WE21ジャパン・ほどがや	横浜市保土ケ谷区川辺町2番地2パイロットハウス103	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
(削除)			特定非営利活動法人WE21ジャパン都筑	横浜市都筑区茅ヶ崎中央30番14号	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
(削除)			特定非営利活動法人WE21ジャパン相模原	相模原市南区若松四丁目13番3号	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
(削除)			特定非営利活動法人WE21ジャパン藤沢	藤沢市藤沢1,102番地	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
(削除)			特定非営利活動法人エンパワメントかながわ	横浜市神奈川区台町11-26ライオンズマンション台町103	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで

改 正			現 行		
(略)			(略)		
特定非営利活動 法人ワーカー ズ・コレクティ ブ樹	横浜市金沢区富 岡東一丁目10番 12号	令和5年 4月1日 から令和 10年3月 31日まで	(新規)		
特定非営利活動 法人和有会	横浜市緑区寺山 町107番地7ハ ルオ中山ビル 102	令和5年 4月1日 から令和 10年3月 31日まで	(新規)		
特定非営利活動 法人WE21ジャ パン都筑	横浜市都筑区茅 ヶ崎中央30番14 号	令和5年 4月1日 から令和 10年3月 31日まで	(新規)		
特定非営利活動 法人WE21ジャ パン藤沢	藤 沢 市 藤 沢 1,102番地	令和5年 4月1日 から令和 10年3月 31日まで	(新規)		
特定非営利活動 法人WE21ジャ パン・ほどがや	横浜市保土ヶ谷 区川辺町2番地 2パイロットハ ウス103	令和5年 4月1日 から令和 10年3月 31日まで	(新規)		
特定非営利活動 法人WE21ジャ パン相模原	相模原市南区若 松四丁目13番3 号	令和5年 4月1日 から令和 10年3月 31日まで	(新規)		
特定非営利活動 法人まちづくり スポット茅ヶ崎	茅ヶ崎市浜見平 10番2号	令和5年 4月1日 から令和 10年3月 31日まで	(新規)		

2 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表

改 正		現 行	
第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）		第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）	
1～16の2（略）	（略）	1～16の2（略）	（略）
<p>16の3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）並びに法及び省令の施行のための規則に基づく次の事務（法第7条第1項に規定する第一種特定鳥獣及び法第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣（ニホンザル及びニホンジカに限る。）に係るものを除く。）</p> <p>(1) 法第9条第1項の規定により、鳥獣の捕獲等（愛玩のための飼養目的以外の捕獲等であって_____、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、コジュケイ、キジ_____、キジバト、ヒヨドリ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ノウサギ、タイワンリス、シマリス、アライグマ、タヌキ、テン（亜種ツシマテンを除く。））、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、ハクビシン、イノシシ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、ドバト、ウソ及びオナガに係るもの</p>	（略）	<p>16の3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）並びに法及び省令の施行のための規則に基づく次の事務（法第7条第1項に規定する第一種特定鳥獣及び法第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣（ニホンザル及びニホンジカに限る。）に係るものを除く。）</p> <p>(1) 法第9条第1項の規定により、鳥獣の捕獲等（愛玩のための飼養目的以外の捕獲等であって、<u>ゴイサギ</u>、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、コジュケイ、キジ、<u>バン</u>、キジバト、ヒヨドリ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ノウサギ、タイワンリス、シマリス、アライグマ、タヌキ、テン（亜種ツシマテンを除く。））、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、ハクビシン、イノシシ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、ドバト、ウソ及びオナガに係るもの</p>	（略）

改 正		現 行	
に限る。)及び鳥類の卵の採取等を許可すること。 (2)～(12) (略)		に限る。)及び鳥類の卵の採取等を許可すること。 (2)～(12) (略)	
16の4～31の3 (略)	(略)	16の4～31の3 (略)	(略)
(削除)		32 <u>児童福祉法</u> (昭和22年法律第164号) 第19条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病医療費の支給に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの	藤沢市及び茅ヶ崎市
32 <u>児童福祉法</u> (昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。)に基づく次の事務 (1) (略)	(略)	32の2 <u>児童福祉法</u> (_____ 以下この項において「法」という。)に基づく次の事務 (1) (略)	(略)
32の2～32の10 (略)	(略)	32の3～32の11 (略)	(略)
32の11 <u>児童福祉法施行規則</u> (以下この項において「省令」という。)及び省令の施行のための規則に基づく次の事務 (1) <u>省令第7条の9第1項及び第3項、省令第7条の23第2項及び第4項並びに省令第7条の27第1項及び第3項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</u> (2) (1)に掲げるもののほか省令の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの	藤沢市及び茅ヶ崎市	(新規)	
32の12～160 (略)	(略)	32の12～160 (略)	(略)